

5	R8. 6. 12	R8. 6. 26	・令和3年7月5日付決定の3財経二契第302号東京都広報への登載及び一般競争入札による契約について（都庁舎電話交換設備等の借入れ） ・令和3年8月17日付決定の3財経二契第302号の2一般競争入札による契約の締結について（都庁舎電話交換設備等の借入れ） ・令和3年10月19日付けの賃貸借契約書（都庁舎電話交換設備等の借入れ）	130		1							1	1	1				（7条4号） ・公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあるため （7条5号） ・個別案件の選定経過に係る情報を公にすることで、都の選定方法への異議・要望等、今後の選定経過における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため （7条6号） ・業務外の問合せ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため ・付番に関する具体的な情報で内部管理情報にあたり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該情報が公にすることにより、契約事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局建築 保全部庁舎 整備課
---	-----------	-----------	---	-----	--	---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	--	--	--	---	-----------------------

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。